

加古川市こどもの居場所づくり事業実施要綱

令和5年3月22日

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、こどもが気軽に立ち寄り様々な人との関わりを通じて自分の居場所と感じられる場所づくりを運営する団体や個人に対し、安定した支援を行うことにより地域のこどもの健全育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に住所を有するおおむね18歳までの者
- (2) こどもの居場所 こどもがこども食堂や学習支援及びその他の体験活動を通じて地域における安心して過ごせる場所
- (3) ネットワーク会員 加古川市こどもの居場所づくりネットワーク届出書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を提出したこどもの居場所づくりに関わる団体又は個人

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は加古川市とする。ただし、事業の一部又は全部を適切に運営できると認められる事業者に委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) こどもの居場所に関する相談窓口の設置
- (2) ネットワーク会員の相互交流の促進のため、定期的な会議の開催
- (3) こどもの居場所を継続的に確保するため、新たなネットワーク会員の発掘
- (4) ネットワーク会員を対象とした知識習得等のための研修の実施
- (5) 企業や官公庁への食材等の寄付依頼及びネットワーク会員への配分
- (6) こどもの居場所に関する情報の収集・発信
- (7) こども居場所づくりに要した経費に対する補助金の支給

(関係機関との連携)

第5条 市及び事業の委託を受けた事業者は、子育て支援に関わる機関との連携を密にし、子ども及び保護者の様子並びに家庭環境等を必要に応じて情報提供を行うものとし、子どもの健全な育成に努めるものとする。

(留意事項)

第6条 事業に従事している者は、子どもの居場所の利用者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

スタッフ名簿

	氏名	住所 (町名まで記入)	ウェルピーポ イント利用	食品衛生責任者
例	加古川 一郎	加古川町	○	○
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

注 記入欄が足りない場合は、任意の用紙に記入してください。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

加古川市長 様

申請者 団体名.....

住 所.....

代表者.....

誓約書

加古川市こどもの居場所づくりネットワーク届出書を提出にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。なお、この誓約に違反したときは、加古川市こどもの居場所づくりネットワークからの除名等の市が行う一切の措置に異議を唱えません。

1. 加古川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定する暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
2. 市や市が委託した事業者を経由して寄付を受けた物品や食材を転売等の事業の目的以外のことで使用しないこと。
3. 選挙活動、政治活動及び宗教的活動を行わないこと。
4. 市が委託する事業者が、加古川市こどもの居場所づくりネットワーク届出書に関する書類の授受を行い、また、届出書に記載された情報を保有することに承諾すること。